

408 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 未整備	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底する	<input type="checkbox"/> 未整備	
	虐待の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未整備	
	介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置	<input type="checkbox"/> 未整備 <input type="checkbox"/> 未配置	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算 (I)	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下当該加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 実施	個別機能訓練
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	<input type="checkbox"/> 実施	
	個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能。（利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、当該月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。）	<input type="checkbox"/> 該当	
	生活機能向上連携加算 (II) 及び個別機能訓練加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算 (II)	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	<input type="checkbox"/> 実施	個別機能訓練計画
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	<input type="checkbox"/> 実施	
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	<input type="checkbox"/> 実施	
	生活機能向上連携加算 (I) を算定していない	<input type="checkbox"/> 実施	
	個別機能訓練加算を算定している場合には、1月につき100単位での加算	<input type="checkbox"/> 実施	
個別機能訓練加算 (I)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者数が100人超の場合、利用者数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同による利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	<input type="checkbox"/> 実施	
	3月ごとに1回以上利用者に対する計画の内容説明、記録	<input type="checkbox"/> 実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/> あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
個別機能訓練加算 (I) を算定	<input type="checkbox"/> 該当		

点検項目	点検事項	点検結果
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	<input type="checkbox"/> 該当
若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	<input type="checkbox"/> 該当
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施
協力医療機関連携加算	下記①②の要件を満たす協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（概ね月1回以上）に開催	<input type="checkbox"/> 満たす
	①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している	<input type="checkbox"/> 満たす
	②事業所からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している	<input type="checkbox"/> 満たす
	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 満たす
	協力医療機関が①～②の要件を満たさない場合	<input type="checkbox"/> 該当
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/> 該当
	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/> 該当
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当
	利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定し値）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出	<input type="checkbox"/> 実施
	必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入所生活介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> 実施
退居時情報提供加算	利用者の同意	<input type="checkbox"/> 該当
	利用者の心身の状況、生活歴等の情報を入院先の医療機関に提供した上で、利用者の紹介を行っている	<input type="checkbox"/> 該当
	当該医療機関に交付した文書の写しを介護記録等に添付している	<input type="checkbox"/> 該当
	同月の同医療機関の再入院ではない	<input type="checkbox"/> 該当
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施（実施予定も含む）	<input type="checkbox"/> 該当
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している	<input type="checkbox"/> 該当
	協力医療機関その他の医療機関（以下この号において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している	<input type="checkbox"/> 該当
	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している	<input type="checkbox"/> 該当
	介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとする	<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとする	<input type="checkbox"/> 該当	
新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している	<input type="checkbox"/> 該当	
	当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認する	<input type="checkbox"/> 該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告する	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 介護機器を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及び(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告する	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	次の(1)又は(2)に該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること	<input type="checkbox"/> 該当	
	指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	<input type="checkbox"/> あり	